

在外選挙人証記載事項変更届出書

公職選挙法施行令第23条の7第2項の規定により、在外選挙人証の記載事項に変更があったことを下記のとおり届け出ます。

2023年10月22日

新潟

都 道
府 県

長岡

市 区
町 村

選挙管理委員会委員長 殿

フリガナ 氏名	ナガオカ 姓 長岡	タロウ 名 太郎	生年月日 2000年1月1日	性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
署名 (必ず自署)	長岡 太郎			
本籍	新潟 <input type="checkbox"/> 都 <input type="checkbox"/> 道 <input checked="" type="checkbox"/> 府 <input checked="" type="checkbox"/> 県	長岡 <input type="checkbox"/> 郡 <input checked="" type="checkbox"/> 市	<input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 村	
幸町2丁目1番				

変更が生じた年月日

2023年10月22日

変更があった事項

<input checked="" type="checkbox"/> 住所	新住所 (外国語表記)	Name Taro Nagaoka Address 〇×〇× Hollywood Blvd, Los Angeles, CA, U.S.A
	<input type="checkbox"/> 新住所 (カタカナ表記)	アメリカ合衆国 カリフォルニア州 ロサンゼルス <input checked="" type="checkbox"/> 県 <input checked="" type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 省 <input type="checkbox"/> 郡
<input type="checkbox"/> 氏名	フリガナ 旧氏名	姓 名
<input type="checkbox"/> 住所以外の送付先	<input type="checkbox"/> 新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載（在留届の緊急連絡先において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領） <input type="checkbox"/> 在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更 <input type="checkbox"/> 「住所以外の送付先」欄の記載を抹消（住所において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領）	新たな住所以外の送付先 <在留届の緊急連絡先> (外国語表記)
		Name Address

交付の方法

※通常は、選挙管理委員会から郵便等で送付

領事官経由での交付を希望

可能な限りメールアドレスも記載してください。

連絡先	電話番号(※) 99 90-8765-4321	FAX番号(※) 99 90-8765-4322	メールアドレス nagaoka.●●●●●●●●.com
-----	----------------------------	-----------------------------	---------------------------------

※日本国内からも連絡がとれるように「国番号-地域番号-電話番号（FAX番号）」の順に記入してください。

- 本申請書をスキャンした電子情報を原本として取り扱うことに同意します。
- 本申請書は、スキャン後、領事官が廃棄することに同意します。

注 意

- 1 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名（氏名を変更した場合は新氏名）を正確に書いてください。
- 2 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。
- 3 「変更があった事項」欄は、該当する口に✓をつけてください。
- 4 「新住所（外国語表記）」欄及び「新たな住所以外の送付先」欄は、当該地域内の郵便において通常用いられている外国語文字で書いてください。ただし、国名については英語（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。
- 5 「新住所（カタカナ表記）」欄は、新住所の属する行政区域名をカタカナ（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書き、該当する口に✓をつけてください。
- 6 投票用紙等の受領先を住所から在留届の緊急連絡先へ変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載」の口に✓をつけ、「新たな住所以外の送付先」欄に在留届の緊急連絡先を書いてください。
- 7 在外選挙人証の「住所以外の送付先」欄に在留届の緊急連絡先が記載されている場合において、在留届の緊急連絡先を変更した場合は、「住所以外の送付先」欄の「在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更」の口に✓をつけ、「新たな住所以外の送付先」欄に在外公館に届け出た変更後の在留届の緊急連絡先を書いてください。
- 8 投票用紙等の受領先を在留届の緊急連絡先から住所へ変更する場合は、「住所以外の送付先」欄の「住所以外の送付先」欄の記載を抹消」の口に✓をつけてください。
- 9 「交付の方法」欄には、記載事項を変更した後の在外選挙人証について、郵便事情等により選挙管理委員会から郵便で交付を受けることが困難な場合で、本届出書を提出した領事官から直接に又は領事官からの送付によって受け取ることを希望する場合に口に✓をつけてください。

特記事項